

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成27年度第2回 入間市廃棄物減量等推進審議会
開 催 日 時	平成28年1月21日(木) 午後1時30分 開会、午後3時20分 閉会
開 催 場 所	入間市リサイクルプラザ 2階研修室
議 長 氏 名	入間市廃棄物減量等推進審議会 会長 小林昌幸
出席委員(者)氏名	今出康代 奥山重信 小田島貞榮 劔持和夫 小林昌幸 實森 誠 篠塚玲子 関根精隆 永井健一 双木茂芳 沼井里恵 向野康宏 山本有男 和田伸二
欠席委員(者)氏名	岡野こずえ
説明者の職氏名	環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 秋元 満 環境経済部副参事(管理業務担当兼宮寺清掃センター所長) 横田一洋 総合クリーンセンター 主幹 増岡貞夫、副主幹 齋藤政弘、副主幹 廣瀬光太郎 技師 木戸康仁
会 議 次 第 (公 開)	1 開会 2 会長あいさつ 3 市長あいさつ 4 諮問 「廃棄物処理の方針と最終処分場整備の方針について」 5 議題 (1) 諮問事項に対する審議 (2) その他 6 その他 7 閉会
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	資料 入間市次期一般廃棄物最終処分場検討委員会報告書 資料 比留間運送(株)リサイクル事業(チラシ)
事務局職員職氏名	環境経済部長 山崎利明 環境経済次長 増岡 清 環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 秋元 満 環境経済部副参事(清掃指導・ごみ減量推進担当) 石川昌輝 環境経済部副参事(管理業務担当兼宮寺清掃センター所長) 横田一洋 総合クリーンセンター 主幹 増岡貞夫、副主幹 齋藤政弘 副主幹 廣瀬光太郎、技師 木戸康仁
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

○諮問

市長より会長に対し諮問書を手交

(1) 諮問事項

「廃棄物処理の方針と最終処分場整備の方針について」

(2) 諮問の主旨

別紙のとおり

○議題

(1) 諮問事項に対する審議

事務局より次の点について説明を行った。

「資料 入間市次期一般廃棄物最終処分場検討委員会報告書」

- ・最終処分場の現状と課題
- ・最終処分場の構造と廃止基準
- ・近隣市の最終処分場の整備状況等
- ・廃棄物処理方針の検討
- ・最終処分場の候補地選定

(2) その他

今後の審議会スケジュールについて説明を行った。

※次回会議は平成28年3月を予定。

○その他

- ①比留間運送株式会社的一般廃棄物処理業許可に関し説明を行った。
- ②審議会の報酬及び費用弁償の支払いに伴うマイナンバー（個人番号）の届け出について説明を行った。

以上

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
(石川副参事) (小林会長) (田中市長)	1 開 会 (配布資料の確認を含む。) 2 会長あいさつ 3 市長あいさつ 4 市長から会長へ諮問書の手交 (各委員へ諮問書の写し配布)
小林議長	<p>本日の出席委員の人数は、14名です。よって、「入間市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第2項」の規定に基づき、委員の半数以上が出席されておりますので、会議は成立となります。</p> <p>また、今回の会議の傍聴につきまして、市役所・各支所の掲示場所、市公式ホームページ等で周知いたしました。傍聴希望者はありませんでした。</p> <p>「入間市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条」では、「あらかじめ委員の意見を聴き、当該会議の趣旨に照らして、公開又は非公開を決定する」旨、規定されております。次回からの会議につきましては、原則公開として開催したいと考えておりますが、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>「異議なし」の声</p>
小林議長	<p>それでは、議事に入ります。次第の5にもございますように、本日の議題は2点となっております。</p> <p>1点目としまして『諮問事項に対する審議』、2点目としまして『その他』となっております。</p> <p>はじめに議題(1)の『諮問事項に対する審議』について、はじめに事務局から説明をお願いします。</p>
(横田副参事)	<p>諮問の主旨につきましては、諮問書「2」に記載のとおりです。</p> <p>また、本日に至る経過としましては、平成26年9月より総合クリーンセンター内に研究チームを設け内部での研究を進め、その後平成27年4月より市内関係部署による横断的な組織である検討委員会を設置し、様々な角度から検討を進め、その内容を「入間市次期一般廃棄物最終処分場検討委員会報告書」にまとめさせていただいたところです。したがって、各委員の皆様におかれましては、この報告書を一つのたたき台としてご審議をいただき、平成28年の夏頃を目途に答申をいただければと考えております。</p> <p>資料「入間市次期一般廃棄物最終処分場検討委員会報告書」に沿って、第1章最終処分場の現状と課題、第2章最終処分場の構造と廃止基準、第3章</p>

発 言 者	発 言 内 容
<p>小林議長</p> <p>(増岡主幹)</p> <p>(廣瀬副主幹)</p> <p>山本委員</p> <p>(横田副参事)</p>	<p>近隣市の最終処分場の整備状況等、第4章廃棄物処理方針の検討、第5章最終処分場の候補地選定の順に説明を行う。</p> <p>ただ今、事務局から議題1点目の『諮問事項に対する審議』について諮問の経緯及び検討委員会の報告書の概要説明がありました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、ご質疑等を受ける前に前回の会議で委員より出されました質問事項について先に事務局から報告をお願いします。</p> <p>その後、ご質疑等がございましたら一括でお受けしますので、お願いいたします。</p> <p>前回の審議会におきまして、「雑がみ」の名称を「ミックスペーパー」としてはどうかのご意見をいただきました。現在使用している「雑がみ」という名称は、すでに市民に定着が図られているものと考えております。「ミックスペーパー」というカタカナ文字にしますと、高齢者等にとって分かりづらいものとなるほか、ミックスという言葉から「混ぜる」という意味を連想し混乱を招く恐れもあります。また、近隣自治体をみましても、「雑がみ」という名称を用いており、市としまして現時点におきましては現行の名称を継続して使用していきたいと考えております。</p> <p>続きまして、前回の審議会におきまして、最終処分場を山状にして継続利用することは可能かどうかのご質問をいただいております。この点につきましては、法律的には可能であります。具体的には、国及び県に申請を行い許可が出れば可能となります。</p> <p>さらに、建設計画の縦覧期間についてでございますが、都市計画課にて確認を行ったところ、都市計画法におきましては特に縦覧の必要はないとのことでありました。したがって、市としましては、今後建設計画が整った際には告示行為を行い、市民の皆様にお知らせすることとなります。</p> <p>今回答にありました最終処分場を山状にして利用することは、実際に他の自治体でも取り組んでいる事例であり、もしこれが可能となれば最終処分場の延命化にあたりかなり有力な方策となります。仮に実施に踏み切った場合下部にあるシートの耐性の問題があると思いますが、それを理論計算で確認することは可能でしょうか。</p> <p>色々な方法があり、理論的には処分場を山状に高くするほど、下部の遮水シート等に負荷がかかりリスクが高くなります。基本的には周りを擁壁で囲みながら徐々に上に重ねていくという方法があるようです。</p>

発 言 者	発 言 内 容
<p>山本委員 (横田副参事)</p>	<p>ただし高さ制限のようなものがあり、高さ15メートルを超えますと、ダムを建設するような基準あるいは届け出が必要となってくるようです。周りを擁壁で囲むなど方法によっては可能ですが、埋立地という観点からしますと、国としましては、高く積み上げる方法はあまり好ましくないとしております。最終処分場の確保ができないなどやむを得ない事情がある場合には、国及び県に申請を行い許可が出れば可能と聞いております。</p> <p>仮にそれを実施した場合、どの程度延命できるのでしょうか。</p> <p>周りを擁壁で囲みながら徐々に上に重ねていく工法を用いた場合、民間への処理委託よりもさらにコストが高くなります。新たな最終処分場を建設する検討を進めながら、あくまでもつなぎとして実施している小樽市のような事例もあります。</p>
<p>山本委員 (横田副参事)</p>	<p>民間委託よりもコストは高くなるのですか。</p> <p>小樽市の事例では、かさ上げをしますとより上部に運搬するための道を設置しなければならないほか、当初から遮水シートの耐久性等を考慮した構造にしますと、50年程度は耐久性があるであろうという方法をとっているようであります。飛灰等を運搬するための引き込み道路の設置のほか、水処理施設の大型化などコストがかさむことが想定されます。安全性の確保ということからも、限りなく上に積み上げる方法は難しいと思われれます。</p>
<p>小林議長</p>	<p>それでは、先ほど事務局より説明がありました「入間市次期一般廃棄物最終処分場検討委員会報告書」に関して質問はございますか。</p>
<p>篠塚委員 (秋元所長)</p>	<p>最終処分場の使用が終了しても、水処理は継続しなければならないとのことでしたが、それはどのくらいの期間ですか。</p> <p>水処理が完全に終了するのは、一定の処理を施して排出される水が基準を満たしていれば（無害化されれば）その時点で終了となりますが、排出水の分析結果によっては、最終処分場の使用が終了しても継続して水処理を行っていくこととなります。例えば、所沢市の北野最終処分場では、運用終了後相当年数が経過しておりますが、排出水の基準値の関係でいまだに水処理を続けております。</p>
<p>小林議長 (秋元所長)</p> <p>篠塚委員</p>	<p>狭山市も同じ状況ですか。</p> <p>同じ状況です。</p> <p>報告書に3つの案が示され、その中で最終処分場を拡張する案がありますが、その場合プラスアルファとして、さらに水処理施設を増設することとな</p>

発 言 者	発 言 内 容
(横田副参事)	<p>るのですか。</p> <p>検討委員会では、仮に最終処分場が拡張となった場合、現在使用中の処分場の水処理も安定的に行っていく必要があることから、既存の設備を廃止し、新たに大きな設備に切り替えるという案も出されました。一方、処分場を新設した場合は、新規で水処理設備を設置することとなり、新旧について二重の管理が必要となってきます。</p>
<p>小林議長</p> <p>(秋元所長)</p>	<p>水処理施設の運用にあたり、そこには常駐の管理員等は必要ですか。</p> <p>現在も管理のために委託業者（1名）が配置されております。排出水が無害化するまでは継続して管理していく必要があります。</p>
<p>小林議長</p> <p>山本委員</p> <p>(木戸技師)</p> <p>山本委員</p>	<p>ほかにございますか。</p> <p>現在の浸出水（排出前：原水）のBODはどの程度ですか。</p> <p>原水のBODが2.9mg/ℓ、処理後の放流水は0.5mg/ℓ未満です。</p> <p>結果としては有機物はほとんどないということですね。さらに、現在のレベルから年々どのくらい減少していくかは計測していますか。</p>
<p>(木戸技師)</p> <p>山本委員</p>	<p>その点につきましては計測しておりません。</p> <p>東日本大震災が発生した際、処分場の中に滞留していた水も揺れ、噴砂状態になったことが考えられますが、その際の数値はいかがでしたか。</p>
<p>(木戸技師)</p> <p>向野委員</p>	<p>特に変化はありませんでした。毎年レーザーを用いて埋立地の状態を計測しており、こちらについても特に大きな変化はありません。</p> <p>最終処分場を拡張する場合、隣接地の購入計画、地元住民の反対意見等はどうなっていますか。</p>
<p>(秋元所長)</p>	<p>現段階では方針が決定されておりませんので、まだ用地の取得などについては進んでおりません。方針が決定されたのち、地元への説明会等で様々な意見が寄せられることは考えられます。</p>
<p>小林議長</p>	<p>この審議会ではそれらの点をお含みいただいた上で、議論を進めていただければ、市の事務も円滑に進むのではないかと思います。</p> <p>ほかにございますか。</p>
<p>沼井委員</p>	<p>最終的に候補地が決まらない場合、選択肢として、民間への処理委託を半分、もう半分を用地の取得整備ということは可能なのでしょうか。</p>
<p>(横田副参事)</p>	<p>検討委員会では、現在使用中の最終処分場を延命していくことも話し合われました。例えば、飯能市のように、将来のためにある程度の容量を残しておき、全量資源化していくという方法も一つかと考えます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
小林議長 剣持委員 (横田副参事)	<p>そういったこともこの審議会でご検討いただき、答申として出されたものであれば、実施は可能かと思えます。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>答申が今年の夏頃となると、この審議会の開催はあと何回程度を想定されていますか。</p>
(横田副参事)	<p>今後の審議会の開催は、今年度は本日を含めあと2回ほどは審議をいただき、最短で4回目を実施する際に、答申をいただければと考えております。いずれにしましても、委員の皆様の任期中に答申をいただくことを考えております。</p>
小林議長 (齋藤副主幹)	<p>ここで任期の確認ですが、いつまでとなっておりますか。</p>
(齋藤副主幹)	<p>平成28年9月30日までとなっております。</p>
小林議長	<p>それまでに答申を取りまとめたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
小林議長	<p>なお、その間に再度最終処分場（現地）を確認したいというご意見があれば検討いたします。</p>
小林議長	<p>ほかにございますか。</p>
剣持委員	<p>現在、環境整備センターへ焼却灰やカレット等を運搬していますが、その埋め立て期限にも留意する必要があると思えます。もし同センターの埋め立て期限が早くなった場合、それらを当市の最終処分場に搬入することになるのかなど、市としての対応はどうなりますか。</p>
剣持委員	<p>現在、環境整備センターへ焼却灰やカレット等を運搬していますが、その埋め立て期限にも留意する必要があると思えます。もし同センターの埋め立て期限が早くなった場合、それらを当市の最終処分場に搬入することになるのかなど、市としての対応はどうなりますか。</p>
(秋元所長)	<p>寄居町にあります埼玉県環境整備センターは、敷地内に複数の埋め立て予定地を有しており、近々にそこが使用できなくなる等の心配はないものと考えております。なお、市の最終処分場は、当初届け出をした種類のものしか搬入・埋め立てができませんので、当初予定していない焼却残渣、混合カレット等を当市の最終処分場に搬入することは現時点ではできません。</p>
(秋元所長)	<p>寄居町にあります埼玉県環境整備センターは、敷地内に複数の埋め立て予定地を有しており、近々にそこが使用できなくなる等の心配はないものと考えております。なお、市の最終処分場は、当初届け出をした種類のものしか搬入・埋め立てができませんので、当初予定していない焼却残渣、混合カレット等を当市の最終処分場に搬入することは現時点ではできません。</p>
小林議長 奥山委員	<p>ほかにございますか。</p>
奥山委員	<p>これまでの議論を踏まえて、最終処分場に搬入する量を減らすということは、前段階でごみ量を減らすということにつながりますが、今後のごみ減量に向けた市の取り組み姿勢はいかがですか。</p>
奥山委員	<p>これまでの議論を踏まえて、最終処分場に搬入する量を減らすということは、前段階でごみ量を減らすということにつながりますが、今後のごみ減量に向けた市の取り組み姿勢はいかがですか。</p>
(石川副参事)	<p>まず集計データからみますと、平成20～26年度において、ごみ排出量は9.3パーセント、焼却量は10.2パーセント、最終処分量は14.2パーセントそれぞれ減少しております。</p>
(石川副参事)	<p>まず集計データからみますと、平成20～26年度において、ごみ排出量は9.3パーセント、焼却量は10.2パーセント、最終処分量は14.2パーセントそれぞれ減少しております。</p>
(石川副参事)	<p>減少の理由としましては、第一に市民の皆さんの分別意識の向上が挙げら</p>
(石川副参事)	<p>減少の理由としましては、第一に市民の皆さんの分別意識の向上が挙げら</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>れます。さらに、「雑がみ」を積極的にリサイクルにまわす、小型家電リサイクル制度等を導入し、市としまして「脱破碎・脱焼却・脱埋立」に取り組んでいる結果と考えられます。ごみ排出量、それに伴う焼却量や埋立量を急激に減らすことは困難であります、今後も各種取り組みを通じて地道に市民等への周知啓発に努めていきたいと考えております。</p>
<p>小林議長 篠塚委員</p>	<p>また、現在、さらなる減量に向け、粗大ごみ等の中から資源化できるものを抽出する方策を検討中であり、少しでも焼却施設、最終処分場の延命につながるよう努めていきたいと考えております。</p>
<p>(木戸技師)</p>	<p>ほかにございますか。 先ほど脱焼却・脱埋立という説明がありましたが、分別方法として、靴・かばんは、金具が付いていることもあり以前は不燃ごみでしたが、どうして現在は可燃ごみなのでしょうか。</p>
<p>小林議長 小田島委員</p>	<p>靴やかばんは形状的に破碎処理することが困難で、そのかたちのまま最終処分することとなります。破碎せずそのままのかたちでは容積が大きく最終処分量が膨らんでしまうため、容積を縮小するためにやむなく焼却処理としております。なお、付属の金具類も焼却したのちに磁石で抽出して鉄としてリサイクルにまわしております。</p>
<p>(秋元所長)</p>	<p>ほかにございますか。 新潟県長岡市の例ですが、生ごみバイオガス発電センターの創設と同時に、ごみの有料化に踏み切ったとのこと。色々な意見があるかと思いますが、ごみの有料化は、ごみ排出量の減少、最終処分場の延命に有効な手段と思いますが、生ごみによるエネルギー再生も含めていかがですか。</p>
<p>小田島委員</p>	<p>生ごみによるエネルギー再生施設ですが、収集や設備的なコストを考慮しますとすぐには難しいと思われま。</p>
<p>(秋元所長)</p>	<p>日高市では取り組んでいますよね。 日高市はやや特殊な事情があり、以前焼却施設を設けようとした際に、住民からの反対があり、やむなく市域内の太平洋セメントに処理を委託し、すべてセメントの材料にしております。したがって、資源化率が99.9パーセントと高い割合になっております。公の焼却施設が存在しないという点でやや例外的なケースといえます。</p>
<p>小林議長</p>	<p>ごみの有料化に関しては、10年ほど前に審議会でも検討した経緯があります。その際も長時間にわたり議論したわけですが、施策としてごみの減量</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>に取り組む間は、有料化を見合わせようという結論に達しました。</p> <p>したがって、今回は最終処分場をどうするかということについて諮問を受けているわけですから、ごみ有料化の問題とは切り離して議論を進めさせていただきたいと思います。</p> <p>ほかにございますか。</p>
奥山委員	<p>新規に最終処分場を建設するとなった場合、市の主管部署はどちらになりますか。</p>
(秋元所長)	<p>総合クリーンセンターになります。</p>
小林議長	<p>それではかなり時間も経過しておりますので、議題の「その他」に移らせていただきます。事務局よりお願いします。</p>
(齋藤副主幹)	<p>次回審議会のスケジュールですが、3月を予定させていただきたいと思えます。また改めまして調整を行いご通知を差し上げます。</p>
小林議長	<p>ただ今、「その他」としまして、事務局から「今後の審議会スケジュールについて」説明がありましたが、次回の会議では、出された廃棄物を自ら処理処分する「自区内処理」の原則のもと、市内に最終処分場を確保するのか、あるいは委託処理により市外に搬出するのか、廃棄物の処理の方法について何らかの方向性を出さなくてはいけないと思います。いずれにしましても、最終処分場の整備が必要となれば、具体的に他市の最終処分場を見て判断材料とすることも一法かと思われませんが、委員の皆さんいかがですか。</p>
(秋元所長)	<p>参考となると思われるのは寄居町にあります埼玉県環境整備センターが挙げられます。そちらには現在埋め立て中の箇所のほか、すでに埋め立てが完了し跡地利用している箇所もございます。さらにその周辺には、環境に関係したりサイクルに取り組んでいる企業もあり、県でも見学コースを設定しているところでもあります。もしご希望があれば当センターにて検討いたしますのでお申し付けください。なお、人数は28名以内とさせていただき、市所有バスの手配等も可能かと思われしますので、次々回あたりを目途に検討されてはいかがでしょうか。</p>
小林議長	<p>こちらにつきましては今後事務局と調整させていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、以上にて『平成27年度第2回入間市廃棄物減量等推進審議会』を終了とさせていただきます。</p>
(石川副参事)	<p>各委員の皆様、ご協力大変ありがとうございました。</p> <p>それでは次第の6「その他」に移らせていただきます。事務局から2点ほ</p>

発 言 者	発 言 内 容
(齋藤副主幹)	<p>ど事務連絡がございます。担当より説明させていただきます。</p> <p>1点目といたしまして、比留間運送株式会社的一般廃棄物処理業許可に関する資料です。現在、一般廃棄物処理業の許可（中間処理施設）について、中神764-16にあります比留間運送(株)入間工場から事前協議が市に出されております。</p> <p>具体的な事業内容ですが、既に産業廃棄物処分業許可を取得している既存の発酵施設を用いて、事業所等から発生する生ごみ、木くず等の一般廃棄物を1か月あたり35トン処理し、人工軽量土や堆肥製品へリサイクルするという計画であります。なお、リサイクルに当たっては、既存施設を活用するため、新たな建築物や処理施設を設置することはありません。また、現在実際に産業廃棄物相当の生ごみ、木くず等のリサイクル処理を行っておりますが、屋内処理のため今のところ臭い等の苦情もありません。</p> <p>ここで、一般廃棄物と産業廃棄物の違いについて触れさせていただきます。今回の事案の場合、工場の製造過程で発生した食品残渣は産業廃棄物に該当しますが、製品として店舗等に出されて破棄される食品残渣は事業系一般廃棄物に該当することとなります。</p> <p>そのようことから、同じ生ごみを処理するにしても、排出される状況、つまり対象物によって産業廃棄物、一般廃棄物それぞれの処分業について許可が必要となり、今般一般廃棄物処理業許可取得に向け手続きを行っているところであります。今後、埼玉県が行う処理施設の建築確認等の許可が付与された後に、入間市に対し一般廃棄物処理業の許可申請がなされ、当市が許可を付与する予定となっております。</p> <p>事業系の生ごみ、木くず等がリサイクルされることでごみの減量が図れると考えております。また、入間市ごみ処理基本計画においても、市内事業者から排出される生ごみ、木くず等については、資源化する方向で盛り込む予定であります。詳細につきましては、資料裏面のとおりに、広報いるま1日1日号に同社を紹介する記事が掲載されましたのでご覧ください。</p> <p>2点目として、当審議会の報酬及び費用弁償の支払いに伴い、会計課の指示により、マイナンバー（個人番号）の届けが必要となりました。届出用紙につきましては、次回会議の通知と一緒に郵送いたしますので、必要事項をご記入の上、昨年度各家庭に配布済みの「マイナンバー通知カード」の写し等を添付していただき、次回会議開催時にご提出をお願いいたします。</p>

発 言 者	発 言 内 容
<p>(石川副参事)</p> <p>各委員</p> <p>(石川副参事)</p>	<p>なお、ご提出いただいた個人番号届書は、事務局で記載漏れ等の確認をし、厳重に封緘の上、直接会計課担当職員へ手渡します。個人情報の漏洩等がないよう慎重に取り扱いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本件に関し、市の他の部署で既に届出済みの方は、当センターに提出することは不要ですので、お申し出ください。</p> <p>「その他」についての説明は以上となりますが、委員の皆様からご質問等がございますか。</p> <p>「なし」の声</p> <p>ご質問等ないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p>	
<p>平成 年 月 日</p>	
<p>議 長 の 署 名 _____</p>	
<p>議長が指名した者の署名 _____</p>	